

三豊市農業委員会 6 月定例総会議事録

令和6年6月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会6月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 28名(農業委員23名、農地利用最適化推進委員5名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	－	6 番	近藤 和雄	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
10 番	糸川 正	○	11 番	三宅 幸一	○	12 番	前谷 晃年	○
13 番	丸岡 祐二	○	14 番	安藤 弘	○	15 番	長堀 和行	○
16 番	藤川 剛	○	17 番	菅 充司	○	18 番	石原 剛	○
19 番	組橋 進	○	20 番	河田 進	○	21 番	岡崎 和朗	○
22 番	宮崎 和代	○	23 番	吉田 由紀	○	24 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

15 番	藤田 理	○	19 番	前川 雅道	－	27 番	安藤 敬司	－
35 番	嶋田 誠	－	44 番	千秋 隆	○	51 番	鈴木 敦士	○
58 番	眞鍋 正広	○	64 番	尾崎 博	○			

2. 署名委員

13 番 丸岡 祐二
20 番 河田 進

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局次長 藤原 卓司
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 非農地証明願いの件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会	【 午後 1 時 3 0 分 】				の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。
事務局 長	それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会 6 月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。	議 長		ただ今の議案第 1 号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。	
会 長	皆様、こんにちは。田植えもほぼ終わりに近づいている方も多いと思いますが、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。先般からお伝えしていますが、三豊市においても、今年度中に地域計画を策定しなくてはなりません。私の担当区域である財田町では、前回の意向調査の結果を地図に落とし込み、耕作者の色分けを行っております。調査の結果まだ耕作者が決まっていらない方もいらっしゃるようですので、そちらをクリアするために今準備をしているところです。また、昨年の 6 月に審議された第 1 種農地の転用の案件につきまして、学校用地のための転用ということで県から許可をいただきました。しかし、優良農地の確保は国の方針であることから、今回の転用を行った農地に替わる優良農地の確保を行うように指導を受けております。本日も第 1 種農地の転用の事案があるようですが、今回のご意見を踏まえ、優良農地を守っていくとともに、基盤整備が可能なところは進めていかなくてもはいけません。このことを皆様には十分にご理解いただき、農地を守る取り組みをお願いしたいと思います。本日は農振除外が再開されたことにより、案件が非常に多くなっております。多くの委員説明をお願いすることになります。皆様にご協力いただき、スムーズに議事進行を行いたいと思います。十分にご審議をよろしくお願いいたします。	一 同		[なしの声あり]	
		議 長		ないようですので、議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号 1 号から番号 2 1 号の 2 1 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。7 ページを開いてください。議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	
		事務局		議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を報告いたします。	
				[議案第 2 号 番号 1 号から番号 7 号を朗読]	
				以上 7 件、農地法第 1 8 条第 6 項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。	
		議 長		ただいまの議案第 2 号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。	
		一 同		[なしの声あり]	
		議 長		ないようですので、議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」の 7 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。1 0 ページを開いてください。議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	
		事務局		議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。	
				[議案第 3 号 番号 1 号から番号 2 5 号を朗読]	
				以上 2 5 件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。	
		議 長		事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	
		4 番		番号 1 号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は県外在住であり、高齢のため農地の管理が難しいことから、今回譲受人と話がまとまったものです。譲受人は市外在住ですが、キャベツの栽培や家庭菜園として管理を行う予定で、現在も適切に管理されております。問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。	
事務局	議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。				
	[議案第 1 号 番号 1 号から番号 2 1 号を朗読]				
	以上 2 1 件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意				

3	番	番号2号について説明します。譲渡人は高齢のため農地の管理が難しくなり譲渡先を探していたところ、譲受人と話がまとまり売買が成立しました。現地を確認したところ、草刈りを行えば問題なく管理できるかと思えます。申請地は家庭菜園として利用する予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしく願いいたします。			お願いいたします。
7	番	番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲受人は申請地の隣にミカン畑を有していることから、申請地を譲ってほしいと話をしたところ、無償での譲渡が成立しました。譲受人は野菜や果樹などを栽培しており、申請地ではレモンなどの果樹を植える予定です。申請地は草刈り等が行われ、十分に管理がされております。 番号4号について説明します。譲渡人は、長きにわたり譲受人に申請地を貸しておりました。以前から譲受人が申請地を譲ってほしいと話をしており、今回無償で譲渡することとなったものです。譲受人は水稻やブドウなどを栽培しており、申請地でもハウスでブドウを植えています。 以上2件、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いいたします。		1 3 号	番号1 1号、番号1 2号については申請地が隣接しており、関連しておりますので一括して説明します。番号1 1号、番号1 2号の譲渡人と譲受人は親族です。番号1 1号の申請地につきましては、番号1 2号の譲受人が所有していましたが、申請地が譲受人宅の隣にあり、譲受人が管理しておりました。番号1 2号についても、譲渡人が県外在住のため元々譲受人が管理していたことから、今回譲り受けることになりました。申請地は適切に管理されており、引き続き果樹や野菜を栽培する予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。
8	番	番号5号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。申請地は譲受人宅の裏側にあり、現在管理のみされている状態です。譲受人は家庭菜園のための農地の取得を希望しており、譲渡人に相談をしたところ今回の申請となりました。今後は家庭菜園としてトマトなどを栽培する予定です。近隣農地や水利組合の同意も得ており、問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。		1 4 番	番号1 3号について説明します。こちらにつきましては、譲受人から譲渡人へ申請地を譲ってほしいと相談したところ、今回の申請となりました。現地を確認したところ、申請地は適切に管理されております。 番号1 4号について説明します。こちらにつきましては、仮登記の整理のための申請です。譲受人は水稻、野菜を栽培しており、申請地でも野菜等を作付けする予定です。 以上2件、周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。
2	番	番号6号について説明します。申請地は譲渡人宅の隣にありますが、譲渡人は自宅を含め農地の処分を考えていましたが、今回新規就農者である譲受人と、宅地を含めた農地の売買が成立しました。 番号7号について説明します。申請地は譲渡人3名で所有していましたが、それぞれ市外に住んでいるため管理が難しい状況であったところ、経営規模拡大を目指す譲受人と話がまとまりました。 以上2件、周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。		1 5 番	番号1 5号について説明します。譲渡人は県外在住であり、申請地を相続してからは地域の農家の方に貸し付けており、現在は認定農業者である譲受人が作付けを行っております。今回、譲渡人から買ってほしいと相談をしたところ、申請地が譲受人の農地の近くにあることもあり、集団化が図れるということで購入することとなったものです。今後は、水稻、麦、キャベツなどを作付けする予定です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思います。 番号1 6号について説明します。譲渡人は、所有している農地を以前から知り合いの農家に貸し付けており、申請地も譲受人が水稻や麦を作付けしておりました。今回、譲渡人から貸している農地を買ってほしいと相談をしたところ、野菜等を作付けするため購入することとなったものです。現地を確認したところ適切に維持管理がされており、周囲の農地にも影響ありません。 以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。
1 2	番	番号8号について説明します。申請地は基盤整備の際に畦を取り払い、譲受人の農地とともに一枚の田として管理されておりました。譲渡人は県外在住で、こちらに帰ってくる予定もないことから譲受人に相談をしたところ、今回の売買が成立しました。申請地では水稻が作付けされており、問題ないと思います。 番号9号について説明します。申請地は譲受人の農地の隣にあり、現在は農業法人が借り受けておりますが、譲渡人が売買を希望したため、今回譲受人之との売買が成立しました。現在も適切に管理されており、問題ありません。 番号1 0号について説明します。申請地には進入路がなく、隣にある空き家と一緒に売りに出されておりましたが、空き家と共に申請地を譲受人が購入するものです。今後は整地して果樹などを栽培し、家庭菜園として利用する予定です。 以上3件、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく		1 6 番	番号1 7号について説明します。申請地は譲受人の実家付近にあり、高齢で農業が難しくなった譲渡人の要望により譲渡が成立しました。現地を確認したところ水稻が作付けされており、近隣農地への影響もないと思われます。 番号1 8号について説明します。申請地は譲受人宅の前にあり、以前から家庭菜園として使用していたことから、譲受人の要望により売買が成立しました。現地を確認したところ家庭菜園として使用されており、近隣農地等への影響もなく問題ありません。 以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。
				1 9 番	番号1 9号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲渡人は高齢となり申請地の管理が難しくなっておりましたが、申請地の周辺にミカン兼業農家である譲受人の農地があったことから、今回の売買が成立しました。

		番号２０号について説明します。譲受人はコーヒーを栽培しており、近隣に休耕状態の申請地があったことから、譲受人の要望により今回の申請となったものです。				なお農地区分につきましては、番号３号、番号７号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第１種農地に該当します。第１種農地は原則不許可ですが、この２件は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に該当します。また、番号１１号、番号１２号は、三豊市役所支所から３００m以内に位置するため、第３種農地に該当します。その他はすべて第２種農地であります。
２０番		番号２１号について説明いたします。譲受人はツバキの栽培をしており、所有する農地の隣に申請地があったことから譲渡人の売買の相談をしたところ、今回の申請となりました。現地を確認したところ、今まで他の方に貸していたため適切に管理されており、今後はツバキが栽培される予定です。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。				
１番		番号２２号、番号２３号については関連しておりますので一括して説明します。譲渡人と譲受人は家族であり、番号２２号と番号２３号の譲渡人が高齢となり農地の管理が難しくなったため、孫である譲受人が耕作を行うことになったものです。生前の贈与ということで、問題ないと思います。	議 長			事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。
		番号２４号について説明します。譲渡人と譲受人は近所に住んでいます。譲受人が家を建て、そちらに入る進入路に譲渡人の農地がかかっていたことから、農地を譲ってもらうことになったものです。	８番			番号６号について説明します。申請人はクレーン製造販売事業を行っており、事業拡大のため別の農地を購入する際、申請地の転用の申請ができていなかったことが分かり、無断転用解消のための申請です。隣接農地や水利組合の合意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。
		以上２件、周辺農地への影響もなく問題ありません。よろしく願いいたします。	２番			番号７号について説明します。申請人は運送業を営んでおり、自宅近くの申請地に車両置場を設置するための申請です。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。
２１番		番号２５号について説明します。借人は貸人が経営する会社で、太陽光発電施設を設置するための申請です。申請地では馬鈴薯を植える予定で、問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。				
議 長		ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。	議 長			ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕	一 同			〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号２５号についてお諮りします。ご異議ございませんか。	議 長			ないようですので、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号１５号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕	一 同			〔 異議なしの声あり 〕
議 長		異議なしと認めます。よって、議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号２５号の２５件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。１７ページをお開きください。議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	議 長			異議なしと認めます。よって、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号１５号の１５件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。２２ページをお開きください。議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。	事 務 局			議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」番号１号から番号３５号の３５件につきまして、ご説明いたします。
		〔 議案第４号 番号１号から番号１５号を朗読 〕				〔 議案第５号 番号１号から番号３５号を朗読 〕
						なお農地区分につきましては、番号１８号、番号２０号のそれぞれ一部、

		番号３４号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地であり ますので第１種農地に該当します。第１種農地は原則不許可ですが、番号 １８号、番号２０号は、ともに「第１種農地の面積が事業目的の土地の面 積の３分の１を超えないもの」に該当し、番号３４号は、「申請に係る農 地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に 該当し、不許可の例外に該当します。その他はすべて第２種農地です。			
		以上３５件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断す る立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断す る、一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。ご 審議の程よろしくお願い申し上げます。			
議	長	事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件に ついて、担当委員さんから順次説明をお願いします。	2	番	番号１８号について説明します。こちらについては、一部第１種農地の 申請となっておりますが、この一帯の基盤整備を行った際の残地というこ とで、今回他の第２種農地と共に売買を行うことになったものです。周辺 農地に影響はなく、問題ありませんのでご審議よろしく願いいたします。
3	番	番号２号、番号３号については、貸人と借人が同じ方ですので一括して 説明させていただきます。番号２号の申請地には資材置場、番号３号の申 請地は車庫や駐車場として使用されており、以前からの無断転用解消のた めの申請です。周辺農地や水利関係の同意も得ており、問題ないと思われ ますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。	1 2	番	番号１９号について説明します。譲渡人は、申請地を近所の方に貸して 作付けをしてもらっていました。譲受人は、申請地近くで学童保育施設を 営んでおりますが、受け入れる子どもが増えたことで保育施設の増設が必 要になったため、今回の申請となりました。地元水利の同意も得ており、 問題ありません。ご審議よろしくお願いいたします。
		続いて番号６号について説明します。申請地は、数年前から譲受人が借 地料を払いながら駐車場として使用してきました。今回譲渡人と話がまと まり申請を行うものですが、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご 審議よろしく願います。	1 3	番	番号２０号について説明します。申請地は譲受人が営む工場の向かいに あり、工場が古く手狭になってきたことにより、新しく車両置場を建てる ための申請です。周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく お願いいたします。
		続いて番号７号について説明します。貸人は自動車整備工場を営んでお り、事業拡大を目的に平成１５年に事務所等を新設しましたが、今回無断 転用の解消のための申請を行うものです。周辺農地への影響もなく問題あ りませんので、ご審議よろしくお願いします。	1 6	番	番号２５号について説明します。こちらにつきましては、鉄工所を営む 借人が、工場が手狭になったことにより、農地を借りて工場や資材置場と するための申請です。
7	番	番号８号について説明します。譲渡人は申請地を相続しましたが、地元 に帰る予定がないことから処分を考えていたところ、不動産業者の紹介に より今回売却することとなったものです。譲受人は住宅会社で、申請地に 分譲住宅を建てる予定です。現地を確認したところ耕作放棄地となってお り、近隣農地や水利組合の同意も得ていることから問題ないと思います。			番号２７号について説明します。こちらにつきましては、不動産業を 営む譲受人の希望により譲渡人との話がまとまったものです。今後は分譲 住宅地として使用する予定です。現地を確認したところ周囲は住宅に囲ま れており、現在は耕作されておりません。
		番号９号について説明します。こちらも不動産業者の仲介により売却を 行うものです。譲受人は住宅会社で、申請地に分譲住宅を建てる予定です。 現地を確認したところ住宅に囲まれており、近隣農地や水利組合の同意も 得ていることから、問題ないと思います。			番号２８号について説明します。こちらにつきましては、建材業を営 む譲受人の希望により話がまとまったものです。今後は資材置場として使 用する予定です。
		以上２件、ご審議よろしくお願いいたします。			以上３件、周辺農地や地元水利の同意も得ており、問題ありません。 ご審議よろしくお願いいたします。
8	番	番号１２号について説明します。譲渡人と譲受人は知り合いで、建設業 を営む譲受人が、現在の資材置場兼建設残土の処理場が手狭になったこと から、譲渡人に事情を説明し今回の申請となりました。近隣住民、農地、 水利組合の合意も得ており問題ありません。ご審議よろしくお願いいたし ます。	2 1	番	番号３４号について説明します。こちらは議案第３号でも審議したとこ ろで、太陽光発電施設の基礎部分に係る申請です。以前植えられていたも のは撤去する予定ですので、問題ないと思います。ご審議よろしくお願い いたします。
1 0	番	番号１４号について説明します。譲受人は運送業を営んでおり、申請地 に隣接する農地を取得しておりますが、大型車両のための駐車場としては 手狭であるため、近隣の建設業者の仲介により今回の売買が成立しました。 今後は事業拡大のために駐車場として使用する予定です。	議	長	ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、 これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
			一	同	[なしの声あり]

議 長	ないようですので、議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 3 5 号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	異議なしと認めます。よって議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 3 5 号の 3 5 件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。 それでは、このあたりで暫時休憩に入りたいと思います。
	〔 休 憩 〕
議 長	それでは再開いたします。3 3 ページをお開きください。議案第 6 号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 6 号「非農地証明願いの件について」 ご説明いたします。
	〔 議案第 6 号 番号 1 号から番号 3 号を朗読 〕
	非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号 1 号から番号 3 号は「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、続けて担当委員さんから順次説明をお願いします。
1 1 番	番号 1 号について説明します。現地を確認したところ、周辺の農地への進入路が非常に狭く畦畔も急であるため、車の通行ができない状態です。今回の申請地を進入路として使用することにより、他の農地が利用しやすくなることから、非農地証明願いは妥当と判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
1 6 番	番号 2 号について説明します。こちらについては、以前から所有者が水路として使用しており、今回の転用の申請とあわせて申請地も非農地証明願いが提出されたものです。 番号 3 号について説明します。現地を確認したところ、以前から農道及び水路として使用されており、非農地証明願いが妥当だと思います。 以上 2 件、ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第 6 号「非農地証明願いの件について」番号 1 号から番号 3 号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	異議なしと認めます。よって議案第 6 号「非農地証明願いの件について」番号 1 号から番号 3 号の 3 件については適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。3 4 ページをお開きください。議案第 7 号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 7 号「非農地通知の件について」を説明いたします。
	〔 議案第 6 号 番号 1 号から番号 1 4 号を朗読 〕
	よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。
1 8 番	番号 1 号について説明いたします。現地を確認したところ、大木が茂り原野化している状態であり、非農地通知が妥当と思われます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
1 7 番	番号 2 号について説明いたします。現地を確認しましたが、長期間耕作放棄をしたために自然荒廃し、山林化している状態です。農地に復旧する見込みはありませんので、非農地通知が妥当と思われます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
1 9 番	番号 3 号について説明いたします。現地を確認したところ、申請地の境界が分からないほどに山林化しており、入っていくことができませんので、非農地通知が妥当だと思います。 番号 7 号について説明します。現地を確認したところ、途中まで道が確認できますがそこから入ることができなくなっており、山林化している状態でした。こちらについても非農地通知が妥当と考えます。 以上 2 件、ご審議よろしくをお願いいたします
2 0 番	番号 4 号から番号 6 号について、一括して説明いたします。現地を確認しましたが山林化しており、入っていくことも困難な状態でした。農地として復元することは不可能だと思われます。 番号 8 号から番号 1 0 号についても、一括して説明いたします。現地を確認しましたが、こちらも山林化しており農地に戻ることは不可能と思われます。 以上 2 件、非農地通知が妥当と思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
1 番	番号 1 1 号から番号 1 3 号について、一括して説明します。昭和の後半までは果樹等が栽培されていたようですが、平成に入ってから手付けていないということで、山林原野化している状態です。非農地通知が妥当と思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

21	番	番号14号について説明します。この一帯は昭和の後半から40年近く何も耕作されておらず、山林化している状態です。中に入るのも困難な状態になっておりますので、非農地通知が妥当と思われます。ご審議よろしく願います。
議	長	担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一	同	〔なしの声あり〕
議	長	ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。
一	同	〔異議なしの声あり〕
議	長	異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号14号の14件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませていただきます。41ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。41ページから67ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数52件、面積9.1ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては68ページから85ページまでとなっております。農地の管理者から香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は33件であり、面積は6.6ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計85件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります、すべてにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることの、3つの要件を満たしております。ご審議よろしく願います。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一	同	〔なしの声あり〕
議	長	ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。
一	同	〔異議なしの声あり〕
議	長	異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は85件すべて適当と認め、決定といたします。本日予定してい

ました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

- 1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)
- 2. 農業委員会の適正な事務実施について
 - ・令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

- 3. その他
 - (1) 7月定例総会について
 - 日 時 令和6年7月22日(月)午後1時30分
 - 場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

- (2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
7月8日(月)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町:秋山 正伸	高瀬町:宮崎 和代
		山本町:糸川 正	財田町:岡崎 和朗

- (3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
7月11日(木) 午後1時30分	令和6年度農地利用最適化 推進活動研修会	みとよ未来創造館 3階ホール
8月23日(金)	農業委員会県外視察研修	愛媛県大洲市

閉 会 【 午後 4時10分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____